

佐世保工業高等専門学校広報委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の広報に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 広報に関する基本方針及び実施事項に関すること。
- 二 広報誌の編集及び発行に関すること。
- 三 その他広報に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長補佐（広報・男女共同参画推進担当）
- 二 教務主事室・学生主事室・寮務主事室から各1名
- 三 情報処理センター長
- 四 各学科及び基幹教育科の教員から選出された者 各1人
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他委員長が必要と認めた者

2 前項第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、校長補佐（広報・男女共同参画推進担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が第3条の委員のほかに委嘱することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月5日から施行する。